

坂出市工事成績評定審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 坂出市工事成績評定要領（令和4年4月1日施行）の規定により工事成績評定の内容について受注者から説明を求められた場合など、成績評定や説明書の内容に関し審議するため、坂出市工事成績評定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査委員会は、委員長および委員で組織する。

2 委員長は総務部長の職にある者を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 建設経済部長
- (2) 工事担当課長
- (3) 工事検査員
- (4) 工事監督員（総括監督員、主任監督員）
- (5) 総務課長
- (6) 総務課検査員

3 前項に定める者のほか、臨時委員を置くことができるものとし、その都度委員長が必要と認める者をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審査委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 会議の内容は公表しないものとし、何人もこれを他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第5条 審査委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。